

事 務 連 絡
平成 2 3 年 3 月 1 6 日

各介護保険施設等設置者 殿

青森県健康福祉部高齢福祉課
介護事業者グループマネージャー

東京電力及び東北電力による計画停電に伴う自家発電機燃料の供給について

標記について、厚生労働省から別添のとおり調査依頼があったので、お忙しい中、誠に申し訳
ありませんが、3月17日の午後13時までに、本職宛に、別紙様式に必要事項を記載して提出
(FAX送信)して下さるようお願いします。

なお、自家発電機が無い場合や、人工呼吸器等を使用していない施設等においては提出する必
要はありません。

また、提出対象施設等だが、期限までに提出できなかった場合は、期限後においても調査票を
提出して下さるようお願いします。(この場合、追加で国に提出します。)

【参考】

先日も燃料の調査を行ったところですが、先日の調査は、青森県が、燃料の確保を経済産業省
に申し入れるための資料を得るために、県が独自に行ったものです。今回は、経済産業省から依
頼を受けた厚生労働省が、県を通じて行う調査です。(調査内容が異なるので改めて調査を行
います。)

【担当】

介護事業者グループ

本田GM

TEL 017-734-9297

FAX 017-734-8090

F A X 0 1 7 - 7 3 4 - 8 0 9 0

青森県高齢福祉保険課 本田総括主幹宛

東京電力及び東北電力による計画停電に伴う自家発電機燃料等調査票

記載年月日 平成 2 3 年 3 月 日

施設等名称

施設等住所

担当者氏名

T E L

| 自家発電機 燃料の種類 | 当初必要量 (リットル) | タンク容量 (リットル) | 必要な時期 (月日) | その後何日 毎必要か (日毎) | 緊急度 | | | 人工呼吸 機稼働数 (台) |
|----------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------------|-----|---|---|---------------------|
| | | | | | A | B | C | |
| A 重油 | | | | | | | | |
| 軽油 | | | | | | | | |
| 灯油 | | | | | | | | |
| ガソリン | | | | | | | | |
| その他 () | | | | | | | | |

緊急度： A 至急必要 B 必要 C やや必要

事 務 連 絡

平成23年3月16日

各 都 県 ・ 市 介 護 関 連 施 設 等 整 備 担 当 課 御 中

(東京電力・東北電力の計画停電対象地域)

厚生労働省老健局総 務 課

介護保険計画課

高齢者支援課

振 興 課

老人保健課

東京電力及び東北電力による計画停電に伴う自家発電機燃料の供給について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、3月14日より東京電力、本日より東北電力による計画停電が始まっているところですが、こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁より、停電時に人命に重大な影響を及ぼす人工呼吸器等を稼働させるために必要となる自家発電機の燃料について、優先的に自家発電機用の燃料を供給すべき施設等の情報提供について依頼があったところです。

単に燃料が必要というものではなく、人工呼吸器など人命に重大な影響を及ぼすような緊急な場合のみ対象となるとのことです。

つきましては、人工呼吸器等の稼働に必要な自家発電機等の燃料供給が必要な介護保険施設等に関して、別添のファイルに記載の上、作成しだい下記送付先まで送付をお願いいたします。(資源エネルギー庁によると、事後追加も可能とのこと)

なお、油種を問わず非常に確保が厳しい状況とのことであり、リストへの掲載と燃料の供給が直結するわけではないとのことです。

大変お忙しいところ誠に申し訳ありませんが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 リスト掲載対象

(1) 確認対象施設

介護療養型医療施設
介護老人保健施設
特別養護老人ホーム
認知症高齢者グループホーム
その他特別に事由のある施設

(2) 要リスト掲載施設

上記(1)のうち、停電時に人命に重大な影響を及ぼす人工呼吸器等を稼働させるために必要となる自家発電機を使用する施設であって、緊急的に供給が必要となるもの。

2 送信先

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

提出先 E-mail アドレス : komatsu-makoto01@mhlw.go.jp

必ず各自治体において管内施設に係るリストを作成の上、提出願います。

また、照会については、内容の重複や集中を避ける観点から、各事業者から直接照会するのではなく、各自治体より照会願います。

3 提出期限

資源エネルギー庁より、提出に当たっての期限設定はないものの、まず1回目の提出期限については次のとおりとさせていただきます。

なお、当該期限を過ぎた場合であっても、その後の受理を拒絶するものではなく、新たに把握された該当施設があった場合等においては、速やかに提出願います。

提出期限：平成23年3月17日(木)16:00まで

この時点で提出されたものを取りまとめて資源エネルギー庁あて登録。その後に提出されたものは適宜行う予定としています。